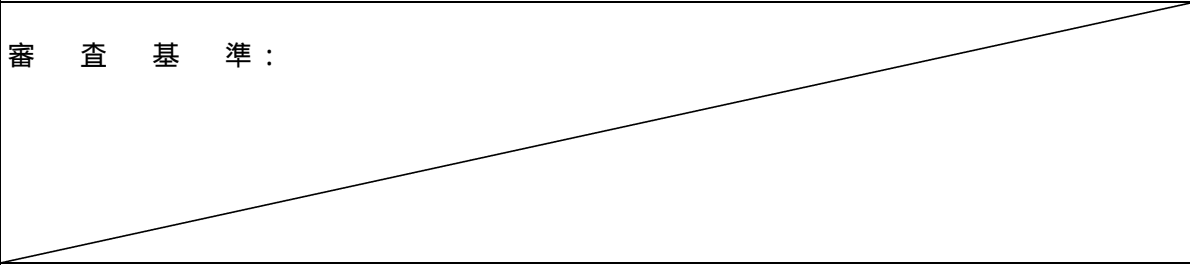


# 審 査 基 準

平成 2 1 年 6 月 1 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第 1 3 条第 4 項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 <del>が</del> 運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 6 条第 3 項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 8 条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 日
申 請 先： 警察署の交通課（係）
問 い 合 わ せ 先： 警察署の交通課（係）
備 考：